

南関町児童クラブ一時利用についてのご案内

児童クラブ一時利用とは、放課後児童クラブ登録児童以外の児童が、一時的なやむを得ない理由で児童クラブを利用することです。

対象児童

町内の小学校に在籍する、放課後児童クラブ登録児童以外の児童

利用の申込方法について

児童が在学する校区内の児童クラブへ、利用希望日の1週間前までに直接申込んでください。利用申込書は、各児童クラブ及び役場福祉課に備付けています。

対象児童	申込先		
南関第一小学校に在学する児童	南関一小児童クラブ	南関第一小学校内	南関町大字関町188
南関第二小学校に在学する児童	南関二小児童クラブ	南関第二小学校内	南関町大字高久野754
南関第三小学校に在学する児童	南関三小児童クラブ	南関第三小学校内	南関町大字相谷1800
南関第四小学校に在学する児童	南関四小児童クラブ	南関第四小学校内	南関町大字上坂下3528

※児童クラブの利用状況によって、受入れができないことがあります。

児童クラブの利用について

児童は、保護者の迎えまで児童クラブで過ごします。

利用時間	学校の休業日以外は、下校時から午後7時まで 学校の休業日は、午前7時30分から午後7時まで
利用者負担金(利用料)	平日の放課後：日額1,000円 土曜及び長期休業日：日額2,000円 ※この他に、保険料及びおやつ代の別途負担があります。 ※一時利用につきましては、各種減免措置は行っておりません。
利用実施日	<u>毎年6月1日から年度末(3月31日)まで</u> ※日曜祝日、お盆、年末年始を除きます。 ※一時利用につきましては、 <u>月2日</u> を利用限度とします。

問い合わせ先

運営事業者

名称及び所在地	連絡先	運営する児童クラブ
NPO法人 A-l i f eなんかん 〒861-0811 南関町大字小原1857番地	0968-57-9616	南関一小児童クラブ 南関二小児童クラブ 南関三小児童クラブ
社会福祉法人 舞鶴会 〒861-0805 南関町大字関下1933番地	0968-53-1888	南関四小児童クラブ

南関町役場

担当部署及び所在地	連絡先
福祉課 こども未来推進室 〒861-0898 南関町大字関町64番地	0968-57-8503